

(仮称) 萱津こども園の整備・運営条件

1 整備・運営全般

- (1) あま市幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集要領により選定された事業者（以下「選定事業者」という。）自らが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認可及び特定教育・保育施設として確認を受け、令和11年4月1日の開園予定日に向けて、(仮称) 萱津こども園園舎の新設及びその他施設設備の整備を行うこと。
- (2) (仮称) 萱津こども園の整備・運営にあたっては「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日愛知県条例第58号。以下「条例」という。）」、「あま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年10月1日条例第15号）及びその他関係法令等を遵守すること。
- (3) 選定事業者自らが、(仮称) 萱津こども園を運営すること。
- (4) あま市（以下「市」という。）の行政方針を理解し、積極的に協力すること。
- (5) 保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。選定事業者、保護者、市の三者による、定期的な意見交換の場を設けること。
- (6) 市内の保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園及び地域の小学校等との交流や連携を積極的に図り、お互いの教育・保育の向上を図ること。
- (7) 苦情解決の仕組みを整備すること。
- (8) (仮称) 萱津こども園の建物、土地、物品等は、教育・保育以外の目的に使用しないこと。ただし、市行政に関する活動や社会貢献活動に伴う一時的な使用はこの限りではない。
- (9) (仮称) 萱津こども園の正式名称は、市及び選定事業者との協議により、開園前の適切な時期に決定するものとする。
- (10) 選定事業者は、市から、市監査事務局による監査、現場調査、報告書の提出等、業務の適切な運営に係る対応を求められた場合には、真摯に協力すること。

2 職員体制

- (1) 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を遵守すること。
- (2) 園長は、教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けており、及び、教育施設又は児童福祉施設の職員等の職に5年以上あること又は幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者若しくは上記の者と同等の資質を有すると認めるものであって、(仮称) 萱津こども園の専任教員とすること。
- (3) 副園長又は教頭は、認可保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という。）又は児童福祉施設で幹部職員（施設長又は主任保育士若しくはこれに相当すると認められる職）として3年以上の実務経験を有する者、又は保育士、保育教諭、幼稚園教

論として10年以上の実務経験を有する者とし、(仮称)萱津こども園の専任教員とすること。

- (4) 保育教諭は、幼稚園教諭資格及び保育士資格を有する者とし、各学級に専任保育教諭等を1人以上配置すること。
- (5) 保育教諭は、国の定める配置基準以上の配置とすること。
- (6) 保育教諭の年齢構成や経験年数、及び低年齢児の保育経験にも十分配慮すること。
- (7) 調理員は、調理業務等に必要な配置とし、うち1名は調理師免許を有している者であること。
- (8) 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- (9) 各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し、職員の能力向上を図ること。
- (10) 職員に対するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じるとともに、メンタルヘルスケアなど、職員の健康かつ安全な労働環境の整備に努めること。

3 教育・保育事業

- (1) 教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき実施すること。
- (2) 「幼保連携型認定こども園の学級の編成、教育、設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)第10条に定める子育て支援事業を実施すること。
- (3) 開園日は、原則として、日曜日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く日とする。
- (4) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)は、原則として閉園日とする。
- (5) 開園時間は、午前7時30分から午後7時までとする。
- (6) 延長保育事業を実施すること。
- (7) 一時預かり事業(幼稚園型)を実施すること。
- (8) 教育・保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を行うよう努めること。
- (9) 低年齢児保育を実施すること。
- (10) 特別な配慮や支援を必要とする児童の受入に努め、適切な教育・保育を実施すること。この際、市及び関係機関との協議に基づき、適切に加配保育士を配置すること。
- (11) 児童虐待及び不適切な保育の防止に向け、ガイドライン等に基づくセルフチェックや職員研修の実施、その他必要な体制を整備し、児童の人権に配慮した保育を行うこと。また、虐待等の疑いが生じた場合は、速やかに市及び関係機関に通報し、連携して対応すること。
- (12) 1号認定にあつては、甚目寺南小学校区の児童の優先的な受け入に配慮すること。
- (13) 自治会組織等と連携し、社会貢献活動事業に積極的に取り組むこと。
- (14) 市が実施する子育て支援の取組に積極的に協力すること。

4 施設整備等

- (1) 選定事業者自らが、令和11年4月1日の開園予定日に向けて、土地を準備し、園舎の新設及びその他の施設設備の整備を行うこと。【再掲】
- (2) 建設費等については、市は市の要綱に基づく建設費補助を行う。なお、当該補助金は、建設年度の予算成立を条件とする。また、国の就学前教育・保育施設整備交付金の活用を予定している。
- (3) 契約手続は、市が行う公共事業の扱いに準じ入札を行うこと。また、施設の建築工事の着工時期は、国の交付金決定内示後に行うこと。
- (4) 選定事業者で行う施設の建設工事及び維持管理に伴い第三者に損害を与えた場合は、選定事業者がその責を負い、その費用を負担すること。
- (5) 選定事業者の責めに帰すべき事由により、令和11年4月1日に（仮称）萱津こども園の開園が困難となった場合又は事業計画に重大な変更が生じた場合、選定事業者は市に対して速やかに報告し、協議を行うものとする。なお、開園遅延に伴い市及び利用者に生じた損害（代替保育の実施費用等）については、選定事業者がその責を負い、その費用を賠償するものとする。

5 運営費等

- (1) 選定事業者は、施設型給付費（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）から政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担）を控除した額）を受給することができる。
- (2) 市は、選定事業者に対して、施設型給付費のほか、市の要綱に基づく運営費補助金を予定している。なお、当該補助金は、運営年度の予算成立を条件とする。

項 目	内 容
合同（引継） 保育	・ 開園前年度の1年間（最大）とする。 ・ 選定事業者職員があま市立萱津保育園に勤務する。 ・ 園長候補1名、担任候補2名 その他、開園準備に必要な時期に必要な保育教諭等を確保する。 ・ 合同保育に参加した選定事業者の保育教諭は、原則、（仮称）萱津こども園に勤務することとする。
運営費補助	市の要綱による。

6 非常災害対策

- (1) 園の安全計画を策定すること。
- (2) 危機等発生時の対処要領を作成すること。
- (3) 震災、風水害、火災その他の非常災害時に、児童その他関係者の安全を確保するために必要な措置に関する具体的な計画を立てること。
- (4) 非常災害時の関係機関への通報及び危機管理体制を整備すること。
- (5) 避難訓練、消火訓練、水害訓練その他の必要な訓練を月1回実施すること。

7 衛生管理等

- (1) 嘱託医及び嘱託歯科医を配置すること（非常勤でも可）。
- (2) 児童の健康診断、歯科健診を実施するとともに、嘱託医及び嘱託歯科医との連携を図ること。
- (3) 児童については、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。
- (4) 園の保健計画を策定すること。
- (5) 感染症の予防に努めること。

8 食事の提供

- (1) 給食は、栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- (2) アレルギー体質の児童に配慮した給食を実施するほか、離乳食など児童の年齢や特性に対応した給食とすること。
- (3) 調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底するとともに、食中毒の防止に努めること。
- (4) 食育に積極的に取り組むこと。
- (5) 給食費の設定にあたり、市と協議すること。

9 保護者の費用負担

- (1) 保育料については、「あま市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例施行規則」（平成27年3月20日規則第2号）に準ずること。
- (2) 保護者への保育料及び給食費の他に新たな費用負担を求める場合は、保護者への説明を行い、理解を求めるとともに、市と協議し承認を得ること。
- (3) 引落とし金融機関については、利用者の利便性に配慮すること。

10 運営業務の履行が困難となったときの措置

- (1) 選定事業者は、市の承諾なしに（仮称）萱津こども園を廃止できないものとする。
- (2) 市及び選定事業者は、（仮称）萱津こども園の運営に支障が生じる事由が発生した場合、相手方に対して速やかにその旨を報告するとともに、両者は直ちに問題解決に向けて努力するものとする。
- (3) 上記にかかわらず、問題解決に至らないと認められる場合には、以下の措置を行うものとする。

ア 選定事業者の責めに帰すべき事由により（仮称）萱津こども園運営が困難となった場合

選定事業者の提供するサービスが、募集要領に規定する要求水準を満たさない場合、及び選定事業者決定後に選定事業者と市で締結する「あま市幼保連携型認定こども園設置運営事業に関する協定書」に規定する選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができる。

また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は「あま市幼

保連携型認定こども園設置運営事業に関する協定書」を解除することができる。この場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

イ 市の責めに帰すべき事由により（仮称）萱津こども園運営の継続が困難となった場合

「あま市幼保連携型認定こども園設置運営事業に関する協定書」に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は「あま市幼保連携型認定こども園設置運営事業に関する協定書」を解除することができる。この場合、市は選定事業者が生じた損害を賠償するものとする。

ウ その他事由により（仮称）萱津こども園運営の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び選定事業者いずれの責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者は、（仮称）萱津こども園運営の継続の可否について協議する。

11 その他

- (1) 教育・保育制度の改正や社会情勢等の変化により、「（仮称）萱津こども園の整備・運営条件」の内容に変更の必要が生じたときは、市と選定事業者で協議し、適切に対応するものとする。
- (2) 園運営上の営繕や物品購入等に際しては、可能な限りにおいて市内の事業者を積極的に利用するなど、地域経済の活性化に寄与するものとする。
- (3) 個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、児童及び保護者の個人情報の適正な管理並びに情報セキュリティの確保について万全の措置を講じること。また、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本事業の終了後及び職員の退職後も同様とする。
- (4) 選定事業者（その役員等を含む）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力でないこと、及びこれらと密接な関係を有しないことを表明し、保証すること。これらに反することが判明した場合は、市は催告なしに協定を解除できるものとする。